

京都大学百周年時計台記念館使用規則の一部を改正する規則

京都大学百周年時計台記念館使用規則（平成15年11月18日総長裁定制定）の一部を次のように改正する。

第7中「使用責任者」の後に「（第8第1項において「使用責任者」という。）」を加える。

第7の次に第8として次のように加える。

（施設使用料）

第8 規程第11条の施設使用料は、別表に定めるとおりとし、使用責任者が本学の指定する方法により原則として前納しなければならない。

2 一旦納付された施設使用料は、返還しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表

京都大学百周年時計台記念館施設使用料

施設名	使用料
百周年記念ホール（大ホール）	14,777円
国際交流ホール1室利用	3,104円
国際交流ホール2室利用	6,187円
国際交流ホール3室利用	9,275円
会議室	516円
会議室	505円
会議室	1,012円
会議室	923円
ピアノ（大ホール）	171円

備考 1 上記表中の使用料は、1時間の施設使用に係る金額であり、これに当該施設使用時間数を乗じた後、消費税相当額を加算した金額を、施設使用料とする。

2 1時間未満の施設使用及び1時間を超える施設使用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の施設使用として、施設使用料を算出するものとする。

3 複数の施設を使用する場合については、各施設の使用料を合算した後、消費税相当額を加算した金額を、施設使用料とする。

附 則

この規則は、平成16年7月30日から施行する。